

函館商工信用組合の現況

令和3年度 第 66 期



函館商工信用組合

■ごあいさつ

みなさまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、厚くお礼申しあげます。

このたび、当組合の現況（令和3年度 第66期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症は、社会・経済活動に大きな影響を与えており、当組合はこれからも組合員の皆さまからのご相談や資金ニーズにしっかりとお応えしてまいります。

引き続きより一層のご愛顧を心よりお願い申し上げます。

令和4年7月

函館商工信用組合
理事長 山本富靖

■事業方針

信用組合としての強みを活かした営業活動により、地域に根ざした「しんくみ」を目指しています。

中小企業・小規模事業者の事業性を評価した融資推進、新規開業希望者へのアプローチ等、提案活動を通じて組合員の皆様や地域社会の発展に貢献できるよう取り組んでまいります。

■沿革・歩み

昭和 31年 12月	函館市松風町にて事業開始
36年 10月	湯川支店開設
37年 7月	五稜郭支店開設
40年 11月	上磯支店開設
47年 10月	亀田支店開設
49年 11月	十字街支店開設
50年 12月	預金量100億円達成
51年 9月	花園支店開設
53年 10月	富岡支店開設
54年 6月	本店ビル竣工
60年 4月	湯川支店新築開店
60年 7月	自営オンライン開始
平成 元年 3月	五稜郭支店廃店
16年 4月	SKCシステム（共同オン）移行
18年 12月	創立50周年
27年 3月	優先出資発行
28年 7月	十字街支店本店営業部統合
28年 12月	創立60周年
29年 10月	富岡支店新築移転
30年 7月	湯川支店と花園支店統合

■トピックス

（自：令和3年4月～至：令和4年3月）

6月	第65回通常総代会開催（23日）
8月	㈱はこだて西部まちづくRe-Designに出資
9月	しんくみの日週間で清掃奉仕（北斗支店周辺、海岸線）・献血活動を実施

■主要な事業の内容

1. 預金業務

【要求払預金】 当座預金・普通預金・通知預金・納税準備預金・決済用預金（無利息型普通預金）

【定期性預金】 大口定期預金・スーパー定期預金・期日指定定期預金・変動金利定期預金・積立定期預金・定期積金

2. 融資業務

(1) 個人向け融資

自動車・住宅・教育・カード等各種ローン・住宅金融支援機構代理貸付 等

(2) 事業者向け融資

- ・一般のご融資（割引手形・手形貸付・証書貸付・当座貸越）
- ・地方公共団体制度融資（北海道・函館市・北斗市）
- ・代理貸付業務（全国信用協同組合連合会・商工組合中央金庫・日本政策金融公庫等）

3. その他業務

(1) 内国為替業務

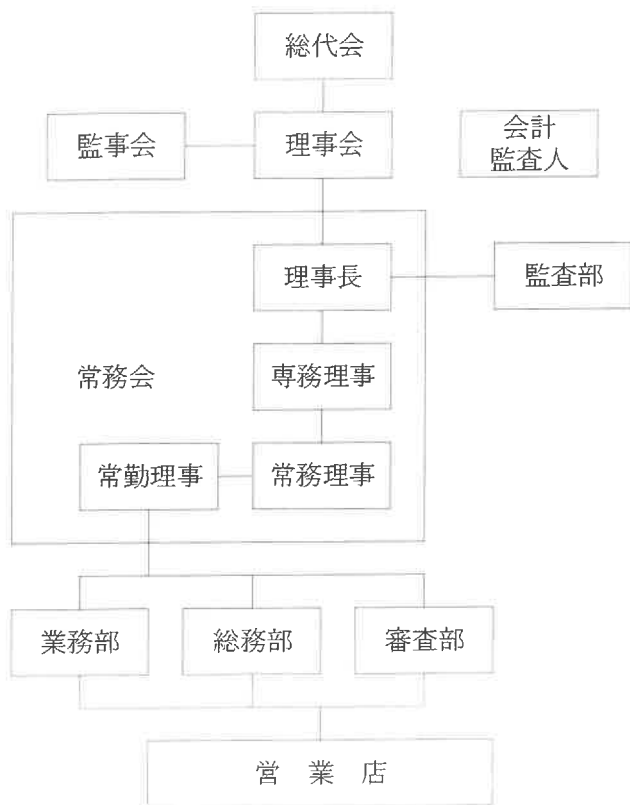
振込・送金・代金取立

(2) サービス業務

年金自動受取・給与振込・料金自動引落し・キャッシュサービス・CDキャッシングサービス、でんさいネット等

■事業の組織

令和4年7月1日現在



■役員一覧

令和4年7月1日現在

理事長	山本 富 靖
専務理事	中村 昌 弘 監査部長委嘱
常務理事	小泉 靖 幸 業務部長委嘱
常勤理事	北山 功 悦 審査部長委嘱
理 事	長谷川 文 夫
理 事	平原 康 宏
理 事	西野 鷹 志
理 事	渡辺 良 三
理 事	渡辺 照 雄
理 事	青柳 利 明
常勤監事	照 沼 一
監 事	相 川 正 夫
員外監事	山 那 順 一

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

■組合員数（推移・出資金）

		令和2年度末	令和3年度末
法 人	組合員数	1,270	1,272
	出資金	301,437	303,694
個 人	組合員数	11,399	11,263
	出資金	305,370	306,591
優 先	出資金	600,000	600,000
合 計	組合員数	12,669	12,535
	出資金	1,206,807	1,210,286

■事業の概況

令和3年度は、預金の期中平均残高が30,610百万円、期末残高が29,023百万円、貸出金の期中平均残高が18,952百万円、期末残高が19,361百万円となりました。

前期末に比べ、預金残高は83百万円、貸出金残高は372百万円、それぞれ増加し、地域の皆さまの資金需要にお応えできたものと考えております。

また、貸出金利回りが低下し貸出金利息収入が前期比減となり、与信費用も増加しましたが、経費削減に努めたことで当期純利益は40百万円を計上することができました。

なお、自己資本比率は9.26%となり、国内基準の4%を大きく超えております。また、不良債権比率は1.55%と良好な水準にあり、経営の健全性を維持しております。

新型コロナウイルス感染症は、社会・経済活動に大きな影響を与えております。

当組合は、常にみなさまからのご相談や資金ニーズに的確に対応するために、営業体制の整備・強化を図り、地域に根ざした「しんくみ」としてより良いサービスの向上を目指すとともに経営の健全化を一層高めてまいります。

■会計監査人の名称

監査法人ライトハウス（令和4年3月末現在）

■地区

函館市、渡島総合振興局管内および檜山振興局管内

■店舗一覧 令和4年7月1日現在

店舗名	住 所	電 話	ATM
本店営業部	〒040-0033 函館市千歳町9番6号	23-2101	2台
湯川支店	〒042-0932 函館市湯川町2丁目10-4	57-0572	1台
北斗支店	〒049-0161 北斗市飯生3丁目4-1	73-2308	1台
美原支店	〒041-0806 函館市美原3丁目25-5	46-9121	1台
富岡支店	〒041-0811 函館市富岡町1丁目43-1	43-1311	1台

貸借対照表

(単位:千円)

科 目 資 産	金 額		科 目 負 債 及 び 純 資 産	金 額	
	2年度	3年度		2年度	3年度
現金	461,376	527,061	預金積金	28,940,492	29,023,506
預け金	9,226,454	8,928,713	当座預金	472,768	515,341
有価証券	2,982,056	2,959,032	普通預金	10,241,017	10,541,124
国債	846,310	830,190	貯蓄預金	-	-
社債	598,850	597,680	通知預金	-	-
株式	25,700	26,700	定期預金	17,173,460	16,904,670
その他の証券	1,511,196	1,504,462	定期積金	963,390	972,177
貸出金	18,989,878	19,361,913	その他の預金	89,856	90,192
割引手形	80,673	89,905	借入金	1,500,000	1,500,000
手形貸付	1,221,797	1,079,217	当座貸越	1,500,000	1,500,000
証書貸付	16,730,415	17,288,478	その他の負債	66,413	48,403
当座貸越	956,992	904,312	未決済為替借	8,401	4,349
その他の資産	173,622	162,934	未払費用	21,025	14,643
未決済為替貸	3,713	3,385	給付補填備金	791	807
全信組連出資金	100,800	100,800	未払法人税等	3,132	1,524
前払費用	521	160	前受収益	11,858	10,442
未収収益	34,214	35,918	職員預り金	4,661	4,670
その他の資産	34,373	22,671	リース債務	4,950	3,960
有形固定資産	444,952	428,489	その他の負債	11,592	8,005
建物	233,469	222,082	賞与引当金	6,602	6,196
土地	183,521	173,621	退職給付引当金	19,259	14,731
リース資産(有形)	4,950	3,960	役員退職慰労引当金	5,400	5,800
建設仮勘定	-	-	その他の引当金	1,333	2,820
その他の有形固定資産	23,011	28,825	繰延税金負債	13,709	7,388
無形固定資産	3,717	3,369	再評価に係る繰延税金負債	26,275	26,275
ソフトウェア	930	583	債務保証	5,780	906
のれん	-	-	負債の部合計	30,585,266	30,636,028
リース資産(無形)	-	-			
その他の無形固定資産	2,786	2,786	出資金	1,206,807	1,210,286
繰延税金資産	-	-	普通出資金	606,807	610,286
債務保証見返	5,780	906	優先出資金	600,000	600,000
貸倒引当金	△ 113,070	△ 129,406	資本剰余金	5,573	5,573
(うち個別貸倒引当金)	△ 90,556	△ 86,537	資本準備金	5,573	5,573
			その他資本剰余金	-	-
			利益剰余金	272,236	302,819
			利益準備金	48,600	54,400
			その他利益剰余金	223,636	248,419
			特別積立金	166,000	196,000
			当期末処分剰余金	57,636	52,419
			組合員勘定合計	1,484,616	1,518,679
			その他有価証券評価差額金	35,962	19,381
			土地再評価差額金	68,924	68,924
			評価・換算差額等計	104,887	88,306
			純資産の部合計	1,589,504	1,606,985
資産の部合計	32,174,770	32,243,014	負債及び純資産の部合計	32,174,770	32,243,014

(貸借対照表の注記)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	260百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	121百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	△65百万円
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	39年
その他	2年～20年
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価格については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、当組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)

年金資産の額	238,577百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	229,590百万円
差引額	8,987百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
0.184%
 - 補足説明
上記(1)の差引額の主原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766百万円及び別途積立金24,753百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金3百万円を費用処理しております。
なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
また、他に外部積立している年金資産は32百万円となっております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 129百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
また、当事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う業況悪化等を考慮し、一般貸倒引当金に300万円を積み増して計上しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
16. 会計方針の変更
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は軽微であります。
なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。
17. 表示方法の変更
協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 ー百万円
19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 ー百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 792百万円
21. 貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は81百万円、危険債権は219百万円であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、三月以上延滞債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は300百万円であります。
なお、21. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、89百万円であります。
26. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 2,200 百万円
担保資産に対応する債務 借入金 1,500 百万円
上記のほか、為替取引のために預け金 500百万円を担保として提供しております。
27. 出資1口当たりの純資産額は814円54銭です。

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(A LM)をしております。その一環として、複合金融商品取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、A LMによって金利の変動リスクを管理しております。

A LMに関する要綱において、リスク管理方法や手続等を記載しており、A LMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、資金運用規程及び市場関連リスク管理規程に従い行っております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は、理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」であります。当組合では、金利リスクを含めた市場リスク量をVaR法(観測期間1年、保有期間6か月、信頼区間99%)を用いて定量分析を行っております。

令和4年3月31日において当該リスク量の大きさは98百万円になります。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定発生率で算出しているため、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、A LMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち「預け金」、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」については、簡便な計算により時価に代わる金額を記載しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	8,928	8,959	30
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	300	300	0
その他有価証券	2,631	2,631	-
(3) 貸出金(*1)	19,361	19,869	
貸倒引当金(*2)	△ 129		
	19,232	19,869	636
金融資産計	31,092	31,760	667
(1) 預金積金(*1)	29,023	29,038	14
(2) 借入金(*1)	1,500	1,500	-
金融負債計	30,523	30,538	14

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(OISレート)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	26
組合出資金 (*2)	101
合 計	127

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金（全信組連出資金等）は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下29まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

① 「時価が貸借対照表計上額を超えるもの」

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
社 債	300百万円	300百万円	0百万円
その他	-	-	-
小計	300	300	0

② 「時価が貸借対照表計上額を超えないもの」

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
社 債	-百万円	-百万円	-百万円
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合 計	300	300	0

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他の有価証券

① 「貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	-百万円	-百万円	-百万円
債 券	545	505	40
国 債	545	505	40
社 債	-	-	-
その他	1,004	1,000	4
小計	1,550	1,505	44

②「貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
	-百万円	-百万円	-百万円
株 式			
債 券	284	298	△14
国 債	284	298	△14
社 債	297	300	△2
その他	499	500	△1
小計	1,081	1,099	△18
合 計	2,631	2,604	26

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

31. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
32. 当期中に売却したその他有価証券はありません。
33. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年 超 5年以内	5年 超 10年以内	10年超
債 券	400百万円	-百万円	-百万円	1,027百万円
国 債	200	-	-	629
社 債	200	-	-	397
そ の 他	-	1,503	-	-
合 計	400	1,503	-	1,027

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,241百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は、任意の時期に無条件で取消可能なものが4,241百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額を減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	23百万円
貸倒損失否認	69
税務上の繰越欠損金(注1)	131
その他	18
繰延税金資産小計	243
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△131
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△111
評価性引当額小計	△243
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	8
繰延税金負債合計	8
繰延税金負債の純額	8

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	-	-	51	35	44	131
評価性引当金	-	-	△51	△35	△44	△131
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

損益計算書

損益計算書 1

(単位:千円)

科 目	金 額	
	2年度	3年度
経 常 収 益	578,313	562,460
資金運用収益	547,511	535,783
貸出金利息	506,595	490,568
預け金利息	13,032	16,024
有価証券利息配当金	24,168	23,378
その他の受入利息	3,714	5,812
役務取引等収益	27,763	24,739
受入為替手数料	16,289	13,589
その他の役務収益	11,473	11,149
その他業務収益	2,219	1,561
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	2,219	1,561
その他経常収益	818	375
償却債権取立益	361	236
貸倒引当金戻入益	-	-
その他の経常収益	457	139
経 常 費 用	528,428	527,783
資金調達費用	14,668	12,925
預金利息	14,588	13,027
給付補填備金繰入額	636	520
借入金利息	△ 612	△ 672
その他の支払利息	56	49
役務取引等費用	56,420	51,615
支払為替手数料	6,125	4,721
その他の役務費用	50,295	46,893
その他業務費用	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	-	-
その他の業務費用	-	-
経 費	440,637	428,065
人 件 費	276,557	260,221
物 件 費	156,494	150,957
税 金	7,585	16,886
その他経常費用	16,701	35,177
貸倒引当金繰入額	12,283	33,281
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	4,417	1,896
経 常 利 益	49,885	34,676

(損益計算書の注記)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 27円59銭

損益計算書 2

(単位:千円)

科 目	金 額	
	2年度	3年度
特 別 利 益	-	7,687
固定資産処分益	-	7,687
その他の特別利益	-	-
特 別 損 失	-	18
固定資産処分損	-	18
減損損失	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	49,885	42,345
法人税・住民税及び事業税	3,132	1,524
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	3,132	1,524
当期純利益	46,753	40,821
繰越金(当期首残高)	10,882	11,598
土地再評価差額金取崩額	-	-
当期末処分剰余金	57,636	52,419

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	金 額	
	2年度	3年度
当期末処分剰余金	57,636	52,419
剰余金処分量	46,038	41,520
利益準備金	5,800	5,300
出資に対する配当金	10,238	10,220
普通出資配当金(年0.5%)	3,038	3,020
優先出資配当金(年0.6%)	7,200	7,200
特別積立金	30,000	26,000
繰越金(当期末残高)	11,598	10,899

■ 代表理事の確認

私は当組合の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 66 期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和 4 年 6 月 24 日

函 館 商 工 信 用 組 合

理事長 山 本 富 靖

■ 会計監査人による監査

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 8 第 3 項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人ライトハウス」の監査を受けております。

※ 監査報告書（次頁に掲載）

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第66期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事会が定めた監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、当期の監査の方針・監事監査計画書等に従い、理事・監査部・その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会・その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人ライトハウスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年6月6日

函館商工信用組合

常勤監事

照 沼 一



監 事

相 川 正 夫



監 事

山 那 順 一



(注) 監事の山那順一は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事です。

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

函館商工信用組合
理事会 御中

監査法人ライトハウス
北海道札幌市

代表社員 公認会計士 北村好孝
業務執行社員

代表社員 公認会計士 十川典子
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、函館商工信用組合の2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、函館商工信用組合の2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	547,511	535,783
資金調達費用	14,668	12,925
資金運用収支	532,842	522,858
役務取引等収益	27,763	24,739
役務取引等費用	56,420	51,615
役務取引等収支	△ 28,657	△ 26,876
その他業務収益	2,219	1,561
その他業務費用	13	135
その他業務収支	2,206	1,426
業務粗利益	506,391	497,409
業務粗利益率	1.62%	1.52%
業務純益	62,840	49,524
実質業務純益	66,167	69,879
コア業務純益	66,167	69,879
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	66,167	69,879

(注)

1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100
2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

■ 経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
人 件 費	276,557	260,221
報酬給料手当	229,086	210,871
退職給付費用	16,699	16,627
その他	30,772	32,723
物 件 費	156,494	150,957
事務費	70,520	67,436
固定資産費	36,930	32,571
事業費	16,204	15,026
人事厚生費	2,412	2,249
預金保険料	8,780	8,752
その他	21,649	24,921
税金	7,585	16,886
経費合計	440,637	428,065

■ 役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
役務取引等収益	27,763	24,739
受入為替手数料	16,289	13,589
その他の受入手数料	11,462	11,142
その他の役務取引等収益	11	6
役務取引等費用	56,420	51,615
支払為替手数料	6,125	4,721
その他の支払手数料	50,295	46,888
その他の役務取引等費用	-	4

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	△ 4,118	△ 11,727
支払利息の増減	△ 3,709	△ 1,743

■ 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	644,399	599,201	595,135	578,313	562,460
経常利益	75,277	49,844	46,240	49,885	34,676
当期純利益	69,906	45,777	51,378	46,753	40,821
預金積金残高	27,312,552	26,979,059	26,935,273	28,940,492	29,023,506
貸出金残高	16,678,834	17,696,889	18,326,946	18,989,878	19,361,913
有価証券残高	1,800,595	2,901,293	3,086,958	2,982,056	2,959,032
総資産額	28,977,457	28,866,018	29,742,448	32,174,770	32,243,014
純資産額	1,501,518	1,536,587	1,560,684	1,589,504	1,606,985
自己資本比率(単体)	8.94%	8.64%	8.40%	8.91%	9.26%
出資総額	1,211,683	1,213,838	1,209,235	1,206,807	1,210,286
うち普通出資総額	611,683	613,838	609,235	606,807	610,286
うち優先出資総額	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
出資総口数	1,464,584口	1,468,528口	1,458,470口	1,453,614口	1,460,572口
うち普通出資口数	1,224,584口	1,228,528口	1,218,470口	1,213,614口	1,220,572口
うち優先出資口数	240,000口	240,000口	240,000口	240,000口	240,000口
出資配当金	13,854	13,859	13,827	10,238	10,220
うち普通出資に対する配当金	3,054	3,059	3,027	3,038	3,020
うち優先出資に対する配当金	10,800	10,800	10,800	7,200	7,200
職員数	54人	56人	54人	56人	50人

(注)・残高計数は期末日現在のものです。

・「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
1店舗当りの預金残高	5,788	5,804
1店舗当りの貸出金残高	3,797	3,872

■ 常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
常勤役職員1人当りの預金残高	482	527
常勤役職員1人当りの貸出金残高	316	352

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)	
資金運用勘定	2年度	31,155	547,511	1.75%	
	3年度	32,700	535,783	1.63%	
	うち貸出金	2年度	18,765	506,595	2.69%
		3年度	18,952	490,568	2.58%
	うち預け金	2年度	9,212	13,032	0.14%
		3年度	10,713	16,024	0.14%
うち有価証券	2年度	3,076	24,168	0.78%	
	3年度	2,933	23,378	0.79%	
資金調達勘定	2年度	30,603	14,668	0.04%	
	3年度	32,131	12,925	0.04%	
	うち預金積金	2年度	29,181	15,224	0.05%
		3年度	30,610	13,547	0.04%
	うち譲渡性預金	2年度	-	-	-
		3年度	-	-	-
うち借入金	2年度	1416	△ 612	-0.04%	
	3年度	1,516	△ 672	-0.04%	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2年度192百万円, 3年度188百万円)を控除して表示しております。

■ 有価証券、金銭の信託等の評価

(単位:百万円)

項目	取得原価又は契約価格	時価	評価損益	
有価証券	2年度末	2,932	2,983	51
	3年度末	2,932	2,959	26
金銭の信託	2年度末	-	-	-
	3年度末	-	-	-
デリバティブ等商品	2年度末	-	-	-
	3年度末	-	-	-

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。

なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

2. 「金銭の信託」及び「デリバティブ等商品」については当組合は取扱がありません。

■ 預貸率及び預証率(期末・期中平均)

(単位:%)

区分	令和2年度	令和3年度	
預貸率	(期末)	65.61	66.71
	(期中平均)	64.30	61.91
預証率	(期末)	10.30	10.19
	(期中平均)	10.54	9.58

(注)

$$1. \text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

$$2. \text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

■ 総資産利益率

(単位:%)

区分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.15	0.10
総資産当期純利益率	0.14	0.12

(注)

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$$

(債務保証見返を除く)

■ 総資金利鞘等

(単位:%)

区分	令和2年度	令和3年度	
資金運用利回	a	1.75	1.63
資金調達原価率	b	1.48	1.37
総資金利鞘	a-b	0.27	0.26

■ その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	2	1
その他業務収益合計	2	1

■ 定期預金種類別残高

区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利定期預金	17,076	16,814
積立定期預金	2	2
期日指定定期預金	59	51
変動金利定期預金	34	35
定期預金計	17,173	16,904
非居住者円預金	-	-
外貨預金	-	-
合 計	17,173	16,904

■ 貸出金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
固定金利貸出	5,453	5,209
変動金利貸出	13,536	14,152
合 計	18,989	19,361

■ 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

種 類	貸 出 金				債務保証見返	
	令和2年度末		令和3年度末		令和2年度末	令和3年度末
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	残 高
預 金	673	3.5%	662	3.4%	5	0
有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-	-	-
不 動 産	12,030	63.4%	12,511	64.6%	-	-
そ の 他	50	0.3%	12	0.1%	-	-
小 計	12,755	67.2%	13,187	68.1%	5	0
信用保証協会・信用保険	3,116	16.4%	3,155	16.3%	-	-
保 証	3,116	16.4%	3,018	15.6%	-	-
信 用	2	0.0%	-	-	-	-
合 計	18,989	100.0%	19,361	100.0%	5	0

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期限の定め のないもの	合 計
令和2年度末								
国 債	-	202	-	-	-	643	-	846
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	200	-	-	-	398	-	598
株 式	-	-	-	-	-	-	25	25
外 国 証 券	-	1,510	-	-	-	-	-	1,510
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-	0	0
合 計	-	1,913	-	-	-	1,042	25	2,982
令和3年度末								
国 債	200	-	-	-	-	629	-	830
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	200	-	-	-	-	397	-	597
株 式	-	-	-	-	-	-	26	26
外 国 証 券	-	1,503	-	-	-	-	-	1,503
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-	0	0
合 計	400	1,503	-	-	-	1,027	26	2,959

経営管理体制

■法令等遵守（コンプライアンス）の体制

「コンプライアンス」とは、金融機関の役職員として、その公共的使命と社会的責任を果たすため、関係法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うする事をいいます。

当組合では、「コンプライアンス」を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、総務部内にコンプライアンス部門を設置し、「倫理規定」と「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常業務のあらゆる場で、法令等遵守の徹底に努めております。

■統合的リスク管理体制

金融環境の変化に伴い金融機関業務は複雑化・多様化しており、経営におけるさまざまなリスクを適切に管理するなど、経営の自己責任が強く求められています。

当組合は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付けし、統合的なリスク管理を行うためにリスク管理委員会を設置しているほか、監査部内にリスク管理部門を設けて統合的リスク管理の強化・充実に努めております。

○信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先等が条件どおりの債務履行ができなくなることにより損失を被るリスクのことをいいます。与信審査は審査部が担当し当組合で定める審査基準に基づき、厳正かつ適切な審査を行っております。

○市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、及び株式等の相場の変動により損失を被るリスクのことをいいます。資金運用は『市場リスク管理規程』、『資金運用規程』に定めた基準に従い、理事会・常務会の承認を受けた「資金運用計画」に基づき総務部が担当、運用内容については常務会に報告し資金運用の適正化を図っております。

○流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失などにより、資金繰りに支障をきたす場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。

『流動性リスク管理規程』に定めた基準に従い総務部が担当、当組合における流動性リスクは、的確なポジションを確保するため、預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、当組合の資金調達・運用構造に即した適格且つ安定的な資金繰り体制をとっております。

○オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動もしくは、システムの不適切である事又は外部的な事象により損害を被るリスクであります。主に「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」に分類され、特に「事務リスク」と「システムリスク」については管理方法を定め、当組合の規模・特性を踏まえ、合理的且つ実効性のある内部管理体制を構築することにより、当該リスクの発生を未然に防止するとともに、経営に対する影響を極小化させることを基本方針としております。

（事務リスク管理）

事務リスクとは、事務上のミスや不正等により損失が発生するリスクのことをいいます。

監査部による臨店監査のほか、営業店における店内検査も実施、事務状況チェックを行い事故発生の未然防止のほか、事務処理の向上のため事務指導を行い、業務運営の適正化を図っております。

（システムリスク管理）

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止、誤作動等、システムの不備、コンピュータの不正使用により、信用組合業務の遂行並びに顧客へのサービス提供に支障が発生し、その結果として有形無形の損失を被るリスクです。

当組合では、コンピュータシステムのより一層の安全・安定稼働のために、全国の信用組合の共同オンラインセンターに加盟し、業務の遂行に支障がないように努めております。

資金調達

■預金種目別平均残高

(単位：百万円・%)

種 目	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	11,387	39.0	12,595	41.1
定期性預金	17,794	61.0	18,014	58.9
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	29,181	100.0	30,610	100.0

資金運用

■貸出金種類別平均残高

(単位：百万円・%)

種 目	令2元年度		令3元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	143	0.7	72	0.3
手形貸付	1,214	6.4	1,147	6.0
証書貸付	16,487	87.8	16,922	89.2
当座貸越	920	4.9	810	4.2
合 計	18,765	100.0	18,952	100.0

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円・%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	795	25.8	805	27.5
地 方 債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社 債	636	20.7	599	20.4
株 式	25	0.8	26	0.9
外国証券	1,617	52.6	1,501	51.2
その他の証券	0	0.0	0	0.0
合 計	3,076	100.0	2,933	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円・%)

種 目	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	493	2.5	499	2.5
農業、林業	54	0.2	67	0.3
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	19	0.1	6	0.0
建設業	2,593	13.6	2,490	12.8
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	26	0.1	23	0.1
運輸業、郵便業	43	0.2	52	0.2
卸売業・小売業	1,601	8.4	1,616	8.3
金融業、保険業	97	0.5	118	0.6
不動産業	7,067	37.2	6,951	35.8
物品賃貸業	11	0.0	9	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	103	0.5	102	0.5
宿泊業	32	0.1	34	0.1
飲食業	622	3.2	665	3.4
生活関連サービス業	907	4.7	1,147	5.9
娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	2	0.0	1	0.0
医療、福祉	41	0.2	34	0.1
その他のサービス	928	4.8	958	4.9
その他の産業	136	0.7	114	0.5
小 計	14,783	77.8	14,892	76.9
地方公共団体	2	0.0	-	-
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	4,204	22.1	4,468	23.0
合 計	18,989	100.0	19,361	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■預金者別預金残高

(単位：百万円・%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個 人	23,368	80.7	23,528	81.1
法 人	5,571	18.8	5,495	18.9
一 般 法 人	5,435	19.3	5,309	18.3
金融機関	0	0.0	0	0.0
公 金	135	0.5	186	0.6
合 計	28,940	100.0	29,023	100.0

■貸出金使途別残高

(単位：百万円・%)

種 目	令和2年度末		令和3年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	6,829	35.9	6,544	33.7
設備資金	12,160	64.0	12,817	66.2
合 計	18,989	100.0	19,361	100.0

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円・%)

区 分	令和2年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,250	35.1	1,175	34.8
住宅ローン	2,302	64.8	2,199	65.1
合 計	3,552	100.0	3,374	100.0

■貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	0	0

*貸出金償却額は、前期までの引当額を控除した実質払出額を記載しております。

苦情処理措置・紛争解決措置

・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：函館商工信用組合 業務部】0138-23-2101

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情処理の手続きについては、上記の窓口までお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.hakodate.shinkumi.jp/>

・紛争解決措置

札幌弁護士会 紛争解決センター（電話：011-251-7730）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記函館商工信用組合業務部または下記窓口までお申し出ください。

また、お客様から前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

① 移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

② 現地調停

東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日

（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031

東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）

【自己資本の充実の状況について】

◆ 定性的な開示項目

1 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、主に地域のお客さまからお預りしている（普通）出資金のほか、資本剰余金および利益剰余金等のほか、優先出資金により構成されています。なお当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- ・普通出資
 - ①発行主体：函館商工信用組合
 - ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：610百万円
- ・非累積的永久優先出資
 - ①発行主体：函館商工信用組合
 - ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：600百万円
 - ③配当率 年0.60%

*優先出資発行額1,200百万円のうち594百万円を繰越欠損金の補填に充当し、5百万円は資本準備金に計上しております。

2 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な理念や手続き等について、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しております。

- ①株式会社日本格付研究所(J C R)
- ②株式会社格付投資情報センター(R & I)
- ③スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(S & P)
- ④フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(F i t c h)
- ⑤ムーディーズ・ジャパン株式会社(M o o d y ' s)

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行なっておりません。

4 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減方法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための処置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証などによる保全措置を講じておりますが、これらはいくまでも補完的位置付けと認識しております。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな点から判断を行っております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないように融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱規程」及び「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益が失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減策の一つとして、組合が定める「事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、保証として信用保証協会保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証は政府保証と同様と判断しております。

また、信用リスク削減手法の適正に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引の該当はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、証券化取引を行っておりません。

ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は、証券化取引を行っておりません。

ハ 証券化取引に関する会計方針

当組合は、証券化取引を行っておりません。

ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

当組合は、証券化取引を行っておりません。

7 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

当組合ではオペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスクを主として業務の遂行プロセスや外部的な事象により様々な損害が発生しうるリスクと考え各管理規程に管理態勢や管理方法を定めた確にリスクを認識し評価を行い、リスクの顕現化の未然防止や発生時の影響度の極小化に努めております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、本部部長会、常務会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会を含め経営陣に対する報告態勢を整備しております。

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8 出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合保有の非上場株式、出資金等が該当しますが、当組合が定める「有価証券運用基準」などの諸規則及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な運用と会計処理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、これらのエクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

9 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムにより定期的に計測を行い、協議検討するとともに経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ 信用協同組合等が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIに関する事項は以下のとおりです。

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (3) 流動性預金への満期の割当て方法は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金(流動性預金)のうち、引出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小となる額を満期の平均を2.5年と仮定して、金利リスク量を算定しております。
- (4) 固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金利リスクの算出において考慮しておりません。
- (5) IRRBBの算出にあたり、当組合において本邦通貨(円)以外の金融資産・金融負債はありません。
- (6) IRRBBの算出にあたり、スプレッドおよびその変動は考慮しておりません。
- (7) 内部モデルは使用しておりません。
- (8) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。

Δ EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセントイル値を用いて算出しています。

【自己資本の充実の状況について】

- ◆ 定量的な開示項目
- 自己資本の構成に関する事項

(単位 百万円、%)

項目	令和元年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,474	1,508
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,212	1,215
うち、利益剰余金の額	272	302
うち、外部流出予定額(△)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	23	45
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	23	45
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	12	8
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,510	1,562
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	2
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	2
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2	2
自己資本		
自己資本の額(イ)-(ロ)	1,508	1,560
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	15,976	15,882
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	95	95
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	95	95
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	943	948
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	16,919	16,830
自己資本比率		
自己資本比率(イ)÷(ニ)	8.91%	9.26%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出してあります。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出してあります。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	15,976	639	15,882	635
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	15,880	635	15,786	631
(i) ソブリン向け	142	5	144	5
(ii) 金融機関向け	1,866	74	1,807	72
(iii) 法人等向け	3,730	149	3,600	144
(iv) 中小企業等・個人向け	1,826	73	1,478	59
(v) 抵当権付住宅ローン	1,055	42	1,185	47
(vi) 不動産取得等事業向け	4,945	197	5,280	211
(vii) 三月以上延滞等	133	5	132	5
(viii) 出資等	0	0	0	0
出資等のエクスポージャー	0	0	0	0
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資金等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにかかるエクスポージャー	500	20	500	20
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	100	4	100	4
(xi) その他	1,580	63	1,555	62
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	95	3	95	3
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑤ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑥ 中央精算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	943	37	948	37
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	16,919	676	16,830	673

- (注)
- 所要自己資本の額=リスクアセットの額 × 4%
 - 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 - 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 - 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には取立未済手形、出資金、その他資産、有形・無形固定資産、株式、繰延税金資産が含まれます。
 - オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		2年度	3年度
	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度		
製 造 業	-	2	2	25	-	2	2	25	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	3	-	-	-	3	-	-	-	3	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業・小 売 業	43	51	13	3	6	23	51	30	-	8
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	11	10	-	-	1	10	10	-	-	2
物 品 質 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	16	15	-	-	1	2	15	13	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	1	1	-	15	-	1	1	15	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	4	4	-	-	4	4	-	-	3
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	16	5	-	-	10	5	5	1	8	-
合 計	92	90	20	45	22	49	90	86	11	16

- (注) 1. 当組は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	-	1,270	-	1,333
10 %	-	2,900	-	2,942
20 %	-	10,842	-	10,545
35 %	-	3,015	-	3,386
50 %	-	3,168	-	2,731
75 %	-	-	-	-
100 %	816	10,128	1,158	10,161
150 %	-	-	-	-
250 %	-	-	-	-
1250 %	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	816	31,325	1,158	31,100

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

<派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項>

該当事項なし

<証券化エクスポージャーに関する事項>

該当事項なし

■ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高							
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引		債券		三月以上延滞エク スポージャー			
	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度
製造業	493	499	493	499	-	-	4	50
農業、林業	54	67	54	67	-	-	-	-
漁業	0	0	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	19	6	19	6	-	-	-	-
建設業	2,598	2,491	2,598	2,491	-	-	3	-
電気、ガス、熱供給、水道業	0	0	-	-	-	-	-	-
情報通信業	26	23	26	23	-	-	-	-
運輸業、郵便業	43	52	43	52	-	-	-	-
卸売業・小売業	1,601	1,616	1,601	1,616	-	-	169	126
金融業、保険業	11,424	11,146	97	118	2,101	2,100	-	-
不動産業	7,067	6,951	7,067	6,951	-	-	21	-
物品賃貸業	11	9	11	9	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	103	102	103	102	-	-	38	36
宿泊業	32	34	32	34	-	-	-	-
飲食業	622	665	622	665	-	-	1	43
生活関連サービス業、娯楽業	907	1,147	907	1,147	-	-	4	-
教育、学習支援業	2	1	2	1	-	-	-	-
医療、福祉	41	34	41	34	-	-	-	-
その他のサービス	928	958	928	958	-	-	6	7
その他の産業	136	114	136	114	-	-	-	-
国・地方公共団体等	807	804	2	-	805	804	-	-
個人	4,204	4,468	4,204	4,468	-	-	37	37
その他	1,136	1,133	-	-	-	-	-	-
業種別合計	32,265	32,329	18,994	19,362	2,906	2,904	287	301
1年以下	9,254	9,204	1,486	1,536	-	400	-	-
1年超3年以下	2,704	2,112	802	612	1,902	1,500	-	-
3年超5年以下	912	770	912	770	-	-	-	-
5年超7年以下	1,429	1,272	1,429	1,272	-	-	-	-
7年超10年以下	2,713	2,772	2,713	2,772	-	-	-	-
10年超	13,554	14,301	11,650	12,398	1,004	1,003	-	-
期間の定めのないもの	558	760	-	-	-	-	-	-
その他	1,136	1,133	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	32,265	32,329	18,994	19,362	2,906	2,904	-	-

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、未収利息、取立未済手形、出資金、その他資産、株式、繰延税金資産等が含まれます。
4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	19	22	-	19	22
個別貸倒引当金	92	90	11	81	90
合計	112	113	11	100	113
	113	129	16	96	129

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高に含めておりません。

<信用リスク削減手法に関する事項>

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証	
	2年度	3年度	2年度	3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー				
① ソブリン向け	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-
③ 法人等向け	437	466	516	858
④ 中小企業等・個人向け	220	226	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	38	30	-	-
⑦ 三月以上延滞等	-	-	-	-
⑧ 出資等	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
⑪ その他	-	-	-	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年度金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

<出資等エクスポージャーに関する事項>

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	-	-	-	-
非 上 場 株 式 等	126	-	127	-
合 計	126	-	127	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく時価はありません。

ロ. 出資金等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

<金利リスクに関する事項>

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

銀行勘定の金利リスク (通称：IRRBB)					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方平行シフト	361	285	0	0
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	スティープ化	293	249		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	361	285	0	0
		ホ		ヘ	
		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	1,508		1,560	

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(注2) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、平成31年からΔEVEを、令和2年3月末からΔNIIを開示しております。

※ ΔEVEとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※ ΔNIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

■協金法及び金融再生法に基づく債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当 金引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和2年度	90	65	24	90	100.00	100.00
	令和3年度	81	62	18	81	100.00	100.00
危 険 債 権	令和2年度	197	124	66	190	96.60	90.80
	令和3年度	219	145	67	212	97.01	91.19
要 管 理 債 権	令和2年度	0	0	0	0	0.00	0.00
	令和3年度	0	0	0	0	0.00	0.00
うち3か月以上 延滞債権	令和2年度	0	0	0	0	0.00	0.00
	令和3年度	0	0	0	0	0.00	0.00
うち貸出条件 緩和債権	令和2年度	0	0	0	0	0.00	0.00
	令和3年度	0	0	0	0	0.00	0.00
不 良 債 権	令和2年度	287	190	90	280	97.67	93.11
	令和3年度	300	207	86	294	97.82	92.97
正 常 債 権	令和2年度	18,728					
	令和3年度	19,082					
合 計	令和2年度	19,016					
	令和3年度	19,383					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「うち3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1. および2. 除く)です。
4. 「うち貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。
5. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「3か月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」以外の債権です。「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
8. 金額は決算後(償却後)の計数です。

その他業務

■代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
全国信用協同組合連合会	-	-
株式会社商工組合中央金庫	-	-
株式会社日本政策金融公庫	-	-
独立行政法人住宅金融支援機構	139	113
独立行政法人福祉医療機構	0	0
そ の 他	-	-
合 計	139	113

■内国為替取扱実績

(単位：百万円、件)

区 分		令和2年度末		令和3年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	仕 向	15,406	9,264	15,496	10,236
	被 仕 向	33,130	16,394	32,667	16,292
代金取立	仕 向	187	180	172	172
	被 仕 向	112	96	163	170

手数料一覧表

函館商工信用組合
2021年4月1日現在
(消費税込、単位:円)

手数料名	区分	金額	手数料名	区分	金額
為替手数料			発行手数料		
振込手数料		3万円未満 3万円以上	残高証明(預金)		
同一店内	窓口振込 (組合員の方)	110円	110円	330円	
	窓口振込 (組合員外の方)	220円	440円	660円	
	視覚障害者等	110円	330円	990円	
本支店	窓口振込	220円	440円	330円	
	視覚障害者等	110円	330円	330円	
	(他店取引先当座入金も同様)			550円	
他行	窓口振込	550円	770円	550円	
	視覚障害者等	440円	660円	330円	
振込金訂正依頼手数料			660円	660円	
振込金組戻依頼手数料			660円	660円	
代金取立手数料(市内)			220円	220円	
代金取立手数料(市外)			880円	880円	
取立手形店頭呈示料			660円	880円	
代金取立手形組戻手数料			660円	880円	
不渡手形返却料			660円	880円	
株式払込等取扱手数料			再発行手数料		
5千万円未満		2.5/1,000×1.10円	通帳・証書・カード1枚につき		
5千万円以上		2.0/1,000×1.10円	1,100円		
1億円未満			証書貸付返済予定表		
1億円以上		1.5/1,000×1.10円	3,300円		
3億円未満			不動産担保調査手数料		
両替手数料			1件につき 44,000円		
1~300枚		無料	(住宅ローン) 22,000円		
301~500枚		220円	証書貸付繰上返済手数料(10万円未満は不要)		
501~1,000枚		330円	100万円未満 1,100円		
1,001~2,000枚		550円	300万円未満 2,200円		
2,001枚以上(1,000枚ごとに加算)		330円	500万円未満 3,300円		
大量硬貨入金手数料			1,000万円未満 5,500円		
1~2,000枚		無料	3,000万円未満 22,000円		
2,001枚以上(1,000枚ごとに加算)		220円	3,000万円以上 33,000円		
保有個人情報開示手数料			保証ローン繰上返済手数料(10万円未満は不要) (繰上返済手数料も徴収) 2,200円		
店頭交付の場合		1件につき 550円	貸付条件変更手数料 1件につき 5,500円		
郵送による場合		1件につき 990円	代位弁済取消手数料 1件につき 3,300円		
振込案内手数料(月1先につき)		1,100円	融資証明書発行手数料 1通につき 5,500円		
自動送金手数料(年間管理手数料)		660円	融資完済証明書発行手数料 1通につき 5,500円		

「でんさいサービス」手数料一覧表

函館商工信用組合
2022年6月20日現在
(消費税込、単位:円)

	取引種別	備考	利用料
	月額基本料		無料
	取引種別	備考	1件当たりの 利用料
1	各種記録請求	発生記録、譲渡記録、支払等記録等	770円
2	変更記録請求	※利用者属性情報(社名、代表者、住所等)の変更は無料	2,200円
3	開示	通常開示	1,100円
		特例開示	3,300円
		残高の開示(定例発行方式) 残高証明書 ※郵送先が複数の場合は郵送先数分	2,200円
		残高の開示(都度発行方式) 残高証明書	4,400円
4	証明書発行手数料	※残高証明書以外	550円
5	支払不能通知	訂正、取消	3,300円
6	支払不能情報	照会	3,300円
7	口座間送金決済		220円
8	でんさい割引	※当組合宛の上記「1. 譲渡記録請求手数料」は無料	220円

※「でんさいサービス」手数料は、1日から末日までのひと月分を翌月20日(休業日の場合は翌営業日)に決済口座より引落しいたします。

※「8. でんさい割引」手数料は、融資実行金より引落しいたします。

《 地域貢献 》（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）

■社会貢献活動

函館商工信用組合は、地域社会の一員として地域のみなさまに少しでもお役にたいたいと考え、地域社会と共に歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組んでいます。

<地域行事への参加>

毎年8月に開催される「函館港まつり」に全職員が参加、7月開催の「北斗市夏まつり」に北斗支店が参加し、地域のみなさまとのふれあいを大切にしています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上記お祭りは中止となりました。

<こども110番の店>

当組合では、地域貢献活動の一環として、本店及び各支店を地域安全ステーション（防犯避難所）とし、特に小学校低学年の駆け込み寺となるよう、警察と連携し防犯活動を行っています。

<安全・安心どさんこ運動>

前記の「こども110番の店」のほか、「犯罪のない安全で安心な地域」をつくる防犯活動として、平成22年12月より道内7信組がそろって「安全・安心どさんこ運動」に協賛しています。

<献血活動>

当組合では、毎年9月1日～7日までの「しんくみの日週間」にあわせて、役職員及び組合員の皆様とともに献血活動を実施しております。また、道内7信組が「献血サポーター」へ参加することにより、献血活動のさらなる普及・啓発を行っています。

<地域清掃活動>

当組合では、毎年9月1日～7日までの「しんくみの日週間」にあわせて、役職員による地域清掃活動を行っています。

令和3年度は、北斗支店、店周地区の清掃活動を実施しました。

<社会福祉事業への協力>

全国の信用組合と(株)オリエンテーションは、社会貢献型クレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱を行っています。

《中小企業の経営改善及び地域活性化のための取り組み》

平成 21 年 12 月に施行された「中小企業円滑化法」は平成 25 年 3 月末で終了しましたが当組合は中小零細企業や住宅ローンをご利用いただいているお客様からの、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といったご要望に、引き続ききめ細やかな対応を継続する中で、コンサルティング機能の一層の発揮等による経営支援の強化に取り組んでいます。

当組合では、お客様に対するコンサルティング機能を発揮するうえで最も重要なことは、お客様との信頼関係を築くことであると考えております。こうした活動を通じてお客様の経営実態を把握し、抱えておられる経営課題等の相談を親身になって対応できるよう心がけています。さらに経営改善計画の策定支援や北海道中小再生支援協議会の活用等お客様にとって最善のアドバイスをを行うことに注力しています。今後もお客様の金融円滑化を通じて地域貢献に取り組んでまいります。

【中小企業支援に関する取組状況】

- ・ 定期的かつ継続した親密な関係を築く中から事業性を評価した無担保ローン「With」の取扱。
- ・ 日本政策金融公庫との協調商品「グローイングアップ」を発売し、中小企業を支援。
- ・ 公益社団法人函館法人会との業務連携覚書締結。
- ・ 中小零細企業の職員への福利厚生や雇用の安定の一助となる「職域ローン」の取扱。
- ・ 事業者の再生に向けた取組みを支援する目的で、道内信用組合、信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用保証協会、中小企業基盤整備機構とともに事業再生ファンドへの参画。
- ・ 地域資源や事業シーズなどを活用した新たな産業の創出や新分野への進出に取組む中小企業等を支援するため、北海道、中小基盤整備機構、道内金融機関などが組成したファンドへの参画。

《地域密着型金融機関の取り組みについて》

当組合は、「中小企業に対する金融円滑化のため、柔軟・迅速に資金需要に対応する」ことを事業計画の最重要課題と位置づけ、これまでも地域のお客様の金融円滑化へ向け積極的に取り組みを進めて参りました。また、「経営基盤の強化」により中小企業者・勤労者の皆様に地域金融機関としての役割を果たすべく全力を注いでいます。

【地域密着金融の更なる推進】

- ・ 企業診断による必要な解決策の提言、支援を図るためのコンサルティング機能の発揮
- ・ 地縁・人縁の顧客基盤による情報提供・経営改善・相談等のサービス提供
- ・ 事業価値を見極める融資手法の検討と、中小企業者に適した資金供給手法の取組
- ・ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

【経営基盤の強化】

- ・ 中小企業者の経済対策資金・新規創業育成
- ・ 勤労者の生活安定・向上支援
- ・ 少子高齢化社会に対応する取引顧客強化及び地域社会への積極的参加

【態勢整備の状況】

当組合は、地元地域のお客様のもとに訪問する「渉外業務」を態勢的に継続して確保し、お客様との面談により「生の声」を拝聴し預金・融資の各種事務手続き・相談業務を図ってまいりました。

地域金融機関として、地元のお客様に対する「訪問活動」であります。一番大切な取組みとして揺らぐことのない信念に基づき活動しています。また、内部融資担当者と連携して、新規融資・経営改善相談・アドバイス等と共に、金融円滑化支援に対する相談・受付等を取計い、地域のお客様の一番身近な金融機関としてスピード感を持って行動することを心がけています。

また、平成24年12月21日付で経営革新等支援機関として主務大臣から認定書を拝受しました。地域金融機関として「経営革新等支援機関」として果たすべく、その責務を十分認識し組織一丸となって取り組んでいます。

外部機関との連携については、審査部が中心となり営業店をサポートする形で、平成23年度から継続して北海道経済産業局を中心とする「中小企業支援ネットワーク強化事業」の支援機関として積極的に参画してまいりました。「北海道中小企業支援ネットワーク」事務局、北海道信用保証協会の支援機関に参加、地元商工会議所・商工会、北海道中小企業再生支援協議会とも従来から連携関係を構築しています。

また平成29年度より日本政策金融公庫と「業務提携・協力に関する覚書」を締結し創業支援・中小企業に対する経営改善支援などを協力して進めるなど外部機関と積極的にかかわっています。

【取組み状況】

・ 創業・新事業開拓

創業及び新規事業の起業者に対し、地縁・人縁・取引先からの紹介を通して、支店長のトップセールスおよび渉外係りによる融資渉外により可能な限りの金融支援と地元経済の活性化に繋がる取組みを行っています。

・ 創業・新事業支援の実績

令和3年度中 22 件、 99.1 百万円

(注) 創業・新事業支援に資金用途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援として実績の把握が可能なものも含んでおります。

・ 成長段階

円滑な資金供給及び返済条件の緩和に取組み、資金繰りの安定化を目指した金融支援策を展開しています。担保・保証に過度に依存しない融資の取組みとして、北海道信用保証協会の「創業貸付」、保証会社提携の「どんどこ〜い」を活用しています。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さま

からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性についてはお客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

項目	令和2年度	令和3年度
新規に無担保で融資した件数	0	1
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0	0
保証契約を解除した件数	0	0
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0	0

■融資を通じた地域貢献

(1) 貸出先数・金額

(金額単位：百万円)

区分	先数	金額
事業者	838	15,786
個人	1,414	3,575
地方公共団体	-	-
合計	2,248	19,361

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は北海道や函館市・北斗市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、令和3年度は449件2,581百万円のご利用をいただいております。

・制度の名称

北海道中小企業総合振興資金
函館市中小企業融資制度
北斗市中小企業振興資金

・制度の内容

各地域内における中小企業者等の経営基盤の強化および事業の活性化を促進するため必要な資金の融資の円滑化を図るため、事業資金を主体とした資金需要に対応するために定められたものです。

・融資条件等

中小企業の資格を有し運転・設備資金等の事業資金であることのほか、各資金の種類によりさまざまな条件があります。

(3) 道内7信組の統一融資商品の取扱い延長

道内信組で共同開発した無担保金融商品「アシスト7」について、低迷が続く道内景気の経済情勢を踏まえ、引き続き中小企業の需要があるとみて、取扱期間を令和5年3月末まで延長し、資金供給の円滑化に努めています。

(4) 融資商品の概要と実績

当組合では、次のような消費者向けローンを発売しております。(全て保証会社の保証が受けられる方が対象)

(単位：千円)

商品名	R4.3.31 現在の取扱実績	
	件数	金額
マイカーローン	597	574,705
教育ローン	52	50,921
リフォームローン	57	78,248
フリーローン	268	236,042
目的ローン	4	4,150
シルバーライフローン	8	1,855
カードローン	458	180,927
しんくみ住宅ローン	110	1,032,594
取扱高合計	1,554	2,159,443

■ 「しんくみ友の会」の活動状況

しんくみ友の会は、昭和50年に当組合の取引先相互の親睦と発展を図ることを目的として結成され、令和4年3月現在の会員数は全店合わせて264名で各営業店ごとに活動しており、懇親会・ビール会・親睦旅行会などを行っています。令和3年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上記活動は自粛しました。

<令和3年活動状況>

各店友の会 (会員数)	活 動 状 況
本店営業部 (78名)	
湯川支店 (61名)	
北斗支店 (47名)	
美原支店 (45名)	
富岡支店 (33名)	

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

なお、理事及び監事の賞与の支払実績はありません。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	31	50
監事	7	8
合計	38	58

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事10名、監事3名です。

注3. 令和3年度において役員退職慰労金の支払いはありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

■ 総代会について

1. 総代会の仕組み（役割）

- (1) 信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。従って、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし当組合は、組合員が1万人を超え総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、総会に代えて総代会制度を採用し、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するよう、努めております。
- (2) 総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は総会と同様に、組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営されます。
- (3) 当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および「総代選挙規約」に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

当組合では取引店舗毎、5つの選挙区に分け、総代の選出を行っております。

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年で、総代定数は、100人以上110人以内となっております。

なお、令和4年3月に任期満了に伴う総代改選を行い、110名の総代を選出しております。

(2) 総代の選任方法

総代は、組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っており組合員の幅広い層から、定款、総代選挙規約に則り公正な手続きを経て選出されます。

総代は、組合員であることが必要であり、総代選挙規約に則り、5選挙区毎に、立候補した候補者の中から、その選挙区に属する組合員の選挙により選出されます。

なお、立候補者が、当該地区の総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は、行っておりません。

3. 総代会の議決事項

第66回通常総代会が、令和4年6月23日午後5時より、ホテル函館ロイヤルシーサイドで開催されました。

当日は総代現員数109名のうち、出席104名（うち委任状69名）のもと、下記の通り全議案が可決・承認されました。

記

[監事の監査報告]	令和3年度 監査報告の件
[報告事項]	令和3年度 事業報告、貸借対照表、損益計算書の件
[決議事項]	
第1号議案	令和3年度 剰余金処分案の件 ・満場異議なく原案どおり可決・承認されました。
第2号議案	令和4年度 事業計画案・収支予算案の件 ・満場異議なく原案どおり可決・承認されました。
第3号議案	発行済の優先出資配当率の変更可能条文追加による定款の一部変更の件 ・満場意義なく原案どおり可決・承認されました。

4. 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和4年7月1日現在)

選挙区	総代氏名
第1区 総法定数 38名 総代数 38名	青柳利明①、北村 慎治③、西野 鷹志◎、長谷川 文夫◎、平原 康宏◎、藤井 久美◎、渡辺 照雄③、渡辺 良三◎、(株)魚長食品◎、(株)近藤商会◎、(株)高木組◎、(株)みうら保険事務所◎、函東工業(株)◎、グッドフィールド(株)④、三印三浦水産(株)◎、総合運輸(株)◎、大一興業(株)③、辰己商事(株)◎、日東電気工事(株)◎、函館交通(株)◎、函館造船(株)◎、東日本交易(株)◎、北船興業(株)◎、前側石油(株)◎、村山ギソー(株)◎、安田ハウジングサービス(株)◎、(有)赤坂葬祭◎、(有)亀尾産業①、(有)神田北洋堂◎、(有)白鳥工業③、(有)スギヤ③、(有)武部板金工業所◎、(有)トーホー内装①、(有)トキワ自動車工業◎、(有)トマホークス④、(有)中一中村商店①、(有)中沢宅建◎、(有)日光電気◎
第2区 総法定数 26名 総代数 26名	境谷 敏美◎堤 隆夫③、八戸 久安◎、本間 俊三◎、松倉 明代◎、渡邊 浩一③、(株)板橋建設◎、(株)小野寺機器◎、(株)カクシメ松田水産◎、(株)佐藤住宅設備②、(株)達カ畑野商店◎、(株)丸義小野組◎、(株)丸義藤本組◎、(株)ミカエル◎、野村不動産函館(株)◎、北海道冷蔵(株)◎、北南機設(株)①、(有)旭栄工業②、(有)佐々木電気工業所◎、(有)スクール・カドワキ◎、(有)ちぐさ◎、(有)ツツミ◎、(有)丸西西尾酒店③、(有)函館ミンク①、(有)レックフジ電器◎、(有)山仁菊池建設①
第4区 総法定数 14名 総代数 14名	小笠原 晴紀②、齋藤 敏昭◎、山川 肇◎、社会福祉法人民生博愛会◎、(株)今建設③、(株)吉田精米店◎、(株)ワタナベホームズ◎、石黒建設(株)◎、大勇建設(株)◎、田島緑地前川コルポラッション(株)◎、北海アウル石油販売(株)◎、(有)栄運輸④、(有)千秋電気◎、(有)宮崎新聞販売所②
第5区 総法定数 17名 総代数 17名	三浦 理◎、村山 吉治④、(株)エイワアルミ産業◎、(株)工樹園④、(株)出戸建設◎、(株)北文◎、(株)村瀬鉄工所◎、(株)ユニティーホーム③、五稜石油(株)◎、函館環境衛生(株)③、三方設備工業(株)④、輪島電装(株)①、(有)亀谷産業③、(有)菊池土木◎、(有)船越自動車板金①、(有)横岡塗工所◎、マルカタ道南電気工業(有)◎
第8区 総法定数 14名 総代数 14名	大林 俊春◎、堀 清光◎、(株)新和◎、(株)七飯砕石工業◎、アップル不動産(株)①、(有)イクタ商事④、(有)澤田製材所④、(有)田原建具工業◎、(有)寺岡自動車板金塗装◎、(有)中山板金工業所④、(有)野澤塗工店◎、(有)ファインエステート②、(有)不動産企画ウィル④、協和ハウス(有)◎、

(敬称略、順不同)

(注) 就任回数は氏名末尾の○付き数字で記載しています。なお、就任回数が5回以上となる場合は◎で表示しています。

〔ディスクロージャー項目一覧〕

各開示項目は、下記のページに記載しております。

★印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目。

☆印は、「監督指針の要請」に基づく開示項目。無印は任意開示項目です。

開示項目一覧		ページ
ごあいさつ		1
【概況・組織】		
1	事業方針	1
2	事業の組織 ★	2
3	役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名） ★	2
4	店舗一覧（事務所の名称・所在地） ★	2
5	地区	2
6	組合員数（推移・出資金）	2
【主要事業内容】		
7	主要な事業の内容 ★	1
8	信用組合の代理業者 ★	該当なし
【業務に関する事項（主要な経営指標の推移）】		
9	事業の概況 ★	2
10	経常収益 ★	16
11	業務純益	15
12	経常利益 ★	16
13	当期純利益 ★	16
14	出資総額、出資総口数 ★	16
15	純資産額 ★	16
16	総資産額 ★	16
17	預金積金残高 ★	16
18	貸出金残高 ★	16
19	有価証券残高 ★	16
20	単体自己資本比率 ★	16
21	出資配当金（出資配当率） ★	16
22	職員数 ★	16
【主要業務に関する指標】		
23	業務粗利益及び業務粗利益率（粗利益 … 24 一括） ★	15
24	資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支（粗利益 … 23 一括） ★	15

開示項目一覧		ページ
25	資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等、利回り、資金利鞘 ★ （「資金運用勘定、調達勘定の平均残高等」・「総資金粗利鞘等」）	17
26	受取利息及び支払利息の増減 ★	15
27	役務取引の状況	15
28	その他業務収益の内訳	17
29	経費の内訳	15
30	総資産経常利益率 （総資産利益率 … 31 一括） ★	17
31	総資産当期純利益率 （総資産利益率 … 30 一括） ★	17
【預金に関する指標】		
32	預金種目別平均残高 ★	18
33	預金者別預金残高	18
34	職員1人当り預金残高 （常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高 … 45 一括）	16
35	1店舗当り預金残高（1店舗当りの預金及び貸出金残高 … 46 一括）	16
36	定期預金種類別残高 ★	19
【貸出金等に関する指標】		
37	貸出金種類別平均残高 ★	18
38	担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 ★	19
39	貸出金金利区分別残高 ★	19
40	貸出金使途別残高 ★	18
41	貸出金業種別残高・構成比 ★	18
42	預貸率【預貸率及び預証率（期末・期中平均） … 50 一括】 ★	17
43	消費者ローン・住宅ローン残高	18
44	代理貸付残高の内訳	31
45	職員1人当り貸出金残高 （常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高 … 34 一括）	16
46	1店舗当り貸出金残高（1店舗当りの預金及び貸出金残高 … 35 一括）	16
【有価証券に関する指標】		
47	商品有価証券の種類別平均残高 ★	該当なし
48	有価証券の種類別平均残高 ★	18
49	有価証券種類別残存期間別残高 ★	19
50	預証率【預貸率及び預証率（期末・期中平均） … 42 一括】 ★	17

開示項目一覧		ページ
【経営管理体制に関する事項】		
51	法令等遵守の体制 ★	20
52	統合的リスク管理体制 ★ <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ・ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 ・ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ・ 証券化エクスポージャーに関する事項 ・ 出資等エクスポージャーに関する事項 ・ 金利リスクに関する事項 ・ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 	20・ 26～29
【財産の状況】		
53	貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書 ★	3～9
54	協金法及び金融再生法に基づく債権に対する保全額 ★ (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2)危険債権 (3)要管理債権 <ul style="list-style-type: none"> ・ うち3か月以上延滞債権 ・ うち貸出条件緩和債権 (4)不良債権	30
56	自己資本の充実の状況について ★ <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本の構成に関する事項 ・ 自己資本の充実度に関する事項 	22～25
57	有価証券、金銭の信託等の評価 ★	17
58	貸倒引当金（期末残高・期中増減額） ★	26
59	貸出金償却の額 ★	18
60	財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について（「監査報告書」添付） ☆	11
61	会計監査人による監査 ★	10・ 12～14
62	代表理事の確認	10
【その他の業務】		
63	内国為替取扱実績	31
64	手数料一覧	32～33
【その他】		
65	トピックス	1

開示項目一覧		ページ
66	苦情処理措置・紛争解決措置	21
67	沿革・歩み	1
68	継続企業の前提の疑義 ★	該当なし
69	総代会について ☆	39～40
70	報酬体系について ☆	41
71	「しんくみ友の会」の活動状況	38
【地域貢献に関する事項】		
72	地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等 ☆	34
73	地域貢献（融資を通じた地域貢献） ☆	35～38
74	地域密着型金融機関の取り組みについて	35～36
75	中小企業の経営改善及び地域活性化のための取り組み ★	35
76	「経営者保証に関するガイドライン」への対応 ☆	36～37

函館商工信用組合

〒040-0033

函館市千歳町9番6号

電話 0138-23-2101

FAX 0138-26-6036